

議案第 89 号

つくば市介護保険条例の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和 3 年 6 月 3 日

つくば市長 五 十 嵐 立 青

つくば市介護保険条例の一部を改正する条例

つくば市介護保険条例（平成12年つくば市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 6 号ア中「第35条の 2 第 1 項」の次に「、第35条の 3 第 1 項」を加え、「とする。以下この条において同じ」を「とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ」に改める。

附則第11条の見出し中「保険料」を「令和 2 年度保険料」に改め、同条第 1 項第 1 号中「次号において同じ」を「以下同じ」に改め、同項第 2 号中「この号」の次に「及び附則第14条第 1 項第 2 号」を加える。

附則に次の 3 条を加える。

（令和 3 年度から令和 5 年度までの間における保険料率の特例）

第 1 2 条 第 4 条第 1 号に掲げる第 1 号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和 3 年度から令和 5 年度までの間における保険料率は、同号の規定にかかわらず、21,800円とする。

- 2 第4条第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの間における保険料率は、同号の規定にかかわらず、34,800円とする。
- 3 第4条第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの間における保険料率は、同号の規定にかかわらず、49,300円とする。

(令和3年度から令和5年度までの保険料率の算定に関する基準の特例)

第13条 第1号被保険者のうち、令和2年の合計所得金額に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和3年度における保険料率の算定についての第4条（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア、第15号ア及び第16号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同条第6号ア中「租税特別措置法」とあるのは、「所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得及び同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第28条第2項の規定によって計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定によって計算した金額の合計額から10万円を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）によるものとし、租税特別措置法」とする。

- 2 前項の規定は、令和4年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和3年」と読み替えるものとする。
- 3 第1項の規定は、令和5年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和4年」と読み替えるものとする。

(新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等に係る令和3年度保険料の減免の特例)

第14条 令和2年度分及び令和3年度分の保険料であって、令和3年4月1日から

令和4年3月31日までの間に納期限（特別徴収の場合にあつては、特別徴収対象年金給付の支払日。以下この項において同じ。）が定められている保険料（第1号被保険者の資格を取得した日から14日以内に法第12条第1項の規定による届出が行われなかったため令和3年4月1日以降に納期限が定められている保険料であつて、当該届出が第1号被保険者の資格を取得した日から14日以内に行われていたならば同年4月1日前に納期限が定められるべきものを除く。）の減免については、次の各号のいずれかに該当する者は、第11条第1項に規定する保険料の減免の要件を満たすものとして、同項の規定を適用する。

(1) 新型コロナウイルス感染症により、第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡し、又は重篤な傷病を負ったこと。

(2) 新型コロナウイルス感染症の影響により、第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の事業収入等の減少が見込まれ、次のア及びイに掲げる要件のいずれにも該当すること。

ア 事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額があるときは、当該金額を控除した額）が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること。

イ 減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。

2 前項の場合における第11条第2項の規定の適用については、同項中「普通徴収の方法により保険料を徴収されている者については納期限までに、特別徴収の方法により保険料を徴収されている者については特別徴収対象年金給付の支払日」とあるのは、「令和4年3月31日」とする。

#### 附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第11条及び附則第14条の規定は、令和3年4月1日から適用する。

2 改正後の第4条並びに附則第12条及び第13条の規定は、令和3年度分の保険料から適用する。

(提案理由)

税制改正に伴い、介護保険料率の算定に関する基準について見直しを行うとともに、低所得者保険料軽減、新型コロナウイルス感染症による減免を継続して行うため、この条例案を提出するものである。

## つくば市介護保険条例（平成12年つくば市条例第36号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>第1条—第3条の2（略）</p> <p>（保険料率）</p> <p>第4条 令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)—(5)（略）</p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 85,600円</p> <p>ア 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、<u>第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から政令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。</u>）が120万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ（略）</p> <p>(7)—(16)（略）</p> <p>第5条—第17条（略）</p> <p>附 則</p> <p>第1条—第10条（略）</p> <p>（新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等に係る<u>令和2年度保険料の減免の特例</u>）</p>	<p>第1条—第3条の2（略）</p> <p>（保険料率）</p> <p>第4条 令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)—(5)（略）</p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 85,600円</p> <p>ア 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項_____ <u>又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から政令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下この条において同じ</u>。）が120万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ（略）</p> <p>(7)—(16)（略）</p> <p>第5条—第17条（略）</p> <p>附 則</p> <p>第1条—第10条（略）</p> <p>（新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等に係る<u>保険料_____の減免の特例</u>）</p>



34,800円とする。

- 3 第4条第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの間における保険料率は、同号の規定にかかわらず、49,300円とする。

(令和3年度から令和5年度までの保険料率の算定に関する基準の特例)

第13条 第1号被保険者のうち、令和2年の合計所得金額に所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和3年度における保険料率の算定についての第4条(第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア、第15号ア及び第16号に係る部分に限る。)の規定の適用については、同条第6号ア中「租税特別措置法」とあるのは、「所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得及び同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第28条第2項の規定によって計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定によって計算した金額の合計額から10万円を控除して得た額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)によるものとし、租税特別措置法」とする。

- 2 前項の規定は、令和4年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和3年」と読み替えるものとする。

- 3 第1項の規定は、令和5年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和4年」と読み替えるものとする。

(新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等に係る令和3年度保険料の減免の特例)

第14条 令和2年度分及び令和3年度分の保険料であって、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に納期限(特別徴収の場合にあつては、特別徴収対象年金給付の支払日。以下この項において同じ。)が定められている保険料(第1号被

保険者の資格を取得した日から14日以内に法第12条第1項の規定による届出が行われなかったため令和3年4月1日以降に納期限が定められている保険料であつて、当該届出が第1号被保険者の資格を取得した日から14日以内に行われていたならば同年4月1日前に納期限が定められるべきものを除く。）の減免については、次の各号のいずれかに該当する者は、第11条第1項に規定する保険料の減免の要件を満たすものとして、同項の規定を適用する。

(1) 新型コロナウイルス感染症により、第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡し、又は重篤な傷病を負ったこと。

(2) 新型コロナウイルス感染症の影響により、第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の事業収入等の減少が見込まれ、次のア及びイに掲げる要件のいずれにも該当すること。

ア 事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額があるときは、当該金額を控除した額）が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること。

イ 減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。

2 前項の場合における第11条第2項の規定の適用については、同項中「普通徴収の方法により保険料を徴収されている者については納期限までに、特別徴収の方法により保険料を徴収されている者については特別徴収対象年金給付の支払日」とあるのは、「令和4年3月31日」とする。